

肥料コスト低減取組支援事業 のごあんない



慣行農業から環境にやさしい農業への転換を目指す方へ、

◎肥料コスト低減に役立つ機械導入費用

◎過剰施肥改善のための土壌診断費用

を支援します！



対象となる取組

事業内容	取組主体	補助率
みどり認定者の取組促進のため、減化学肥料等に資する機械の導入を支援	みどり認定者等 ^{※2}	1/2以内
JA部会や直売所出荷組織等が「みどり認定」団体申請に必要な土壌診断費用を支援 ^{※1}	みどり認定者等 ^{※2} が組織する団体	1人あたり 上限2,000円 (実費補助)

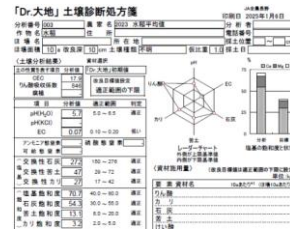
※1 既にみどり認定取得済みの団体も対象

※2 みどり認定の認定者又は申請予定の方

助成対象



減化学肥料等に資する機械の導入
(局所施肥機、堆肥散布機 等)



「みどり認定」団体への支援
(土壌診断経費)

スケジュール

現在、要望調査を実施しています。

要望調査締切
令和8年5月29日(金)まで！

内報通知 6月

(事業予算:40,600千円)

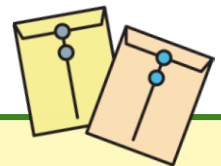
要望調査に必要なもの

・要望調査表

下記の提出先一覧から受け取ってください。

・カタログ等

機械や土壌診断の費用が分かるもの。





提出先及びみどり認定に関するお問い合わせ先

お住いの地域の地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課となります。

- | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| ・ 佐久農業農村支援センター
0267-63-3147 | ・ 上田農業農村支援センター
0268-25-7126 | ・ 諏訪農業農村支援センター
0266-57-2912 |
| ・ 上伊那農業農村支援センター
0265-76-6813 | ・ 南信州農業農村支援センター
0265-53-0413 | ・ 木曾農業農村支援センター
0264-25-2220 |
| ・ 松本農業農村支援センター
0263-40-1916 | ・ 北アルプス農業農村支援センター
0261-23-6511 | ・ 長野農業農村支援センター
026-234-9592 |
| ・ 北信農業農村支援センター
0269-23-0209 | ・ 長野県農政部農業技術課
026-235-7222 | |

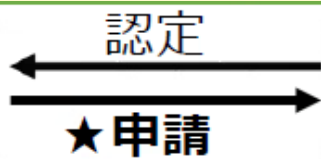
裏面もご覧ください

— 新たな農業者認定制度の特徴、エコファーマーとの違い —

	エコファーマー (持続農業法)	新たな農業者認定制度 (みどりの食料システム法)
<p>認定を受けるために必要な取組内容 -認定される取組について、地球温暖化防止に係る取組等が増えます-</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組 	<p>※以下のいずれかの取組で認定可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組 ・温室効果ガス削減の取組 ・土壌を使用しない栽培における化学肥料および化学合成農薬低減の取組 ・畜産由来の窒素、リンその他の環境負荷原因物質の量の減少の取組 ・土壌への炭素貯留の取組 ・生分解性プラスチックの使用またはプラスチックの排出抑制の取組 ・生物多様性保全の取組
<p>融資や税制の特例措置 -特例内容が拡充されます-</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金の償還期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金の償還期間の延長 ・環境にやさしい効果のある対象設備(機械)の導入の際、特別償却が可能
<p>認定期間満了時の継続・再認定の方法 -継続取組も認定可能です-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の取組に加え、新たな技術の導入で認定可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の取組継続による認定が可能(新たな技術の導入が必須ではなくなりました)

申請について

農業者
農業者団体



地域振興局
(農業農村支援センター)

みどり認定の
メリット

★申請にあたり準備していただく書類

・認定申請書

(住所や氏名等、申請される方の基本情報の書類)【様式第3号】

・計画書

(環境負荷低減活動実施計画,どんな活動をするのかの書類)【様式第1号、2号】

・添付書類

(土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組内容で申請を行う際は、土壌診断結果が必要です)

※税制特例措置希望の方

対象機械を以下より確認いただき、計画書に型式を記入ください。



https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html